

「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」（以下「基本計画」という。）の主な取組項目に関する留意事項

1 基本計画の年次スケジュール及びそれに係る主な留意事項

年度		H31年度 (R1年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度以降	主な留意事項
項目							
研修・宿泊 施設再整備	生活棟 (新設)	整備計画 の作成	設計	工事	運用開始		<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の作成、設計、工事は本市が実施するため、指定管理料には含めない。 ・指定管理者は、本市が実施する工事等に協力すること。 ・工事の実施等により、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整するなどの措置を講ずる。
	研修棟 (改修)		設計	工事	運用開始		
	バンガロー 炊飯場		設計	工事	運用開始		
充実した活動・研修プログラム の導入	内容検討	プログラムの検討					<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、プログラムの検討等、本市の取組に協力すること。 ・施設整備は本市が実施するため、指定管理料には含めない。
	施設整備		設計・申請手続きなど	施設整備			
緊急時の移送システムの構築		関係者協議・調整など	試験運用	運用開始			<ul style="list-style-type: none"> ・試験運用等の開始により、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整するなどの措置を講ずる。
一般利用者の利便性向上 (飲酒の容認、名称変更等)		内容の検討	関係者協議・条例改正など	運用開始			<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒の容認など、条例改正を伴う取組に留意のうえ、事業計画書等を作成すること。
その他個別の取組メニュー (無料Wi-Fi、送迎サービスなど)		検討状況等を踏まえつつ適宜実施を検討					<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の2-(4)-ア、イ、ウに定める業務は指定管理料に含めること。

※スケジュールは現時点で想定されるものであり、今後の検討状況や具体的な整備内容などにより変更となる可能性があります。

2 各項目の詳細は「基本計画」の「第5章 取組の体系 (P16～)」に掲載しています。事業計画書等の作成に当たっては、他の章も含め、必ず基本計画を確認のうえ行ってください。

3 基本計画にあるが仕様書に定めていない取組や、基本計画にはないがその目的に沿った独自の取組については、本要領の4-(1)-エ、本要領別紙2のア評価項目・配点の【施設効用が最大限に発揮されること。】-③及び【地域の活性化に貢献すること】-①を踏まえて積極的に提案してください。